

---

# 太陽光発電設備の設置に関する 景観形成ガイドライン

---



令和6年7月



# 目次

■ガイドラインについて	1
(1)ガイドラインの目的	1
(2)ガイドラインの位置づけ	1
(3)ガイドラインの適用対象範囲について	2
(4)本ガイドラインの活用方法について	2
(5)良好な景観形成のための景観形成推奨基準について	3
1)共通事項	3
2)東部景観区域における追加推奨基準について	4
3)景観重点区域における追加推奨基準について	4
4)水上設置型太陽光発電設備における追加推奨基準について	4
■景観形成推奨基準に関する解説	5
(1)共通事項	5
(2)東部景観区域における追加推奨基準	9
(3)景観重点区域における追加推奨基準	10
(4)水上設置型太陽光発電設備における追加推奨基準	11
■資料編	12
(1)用語集	12
(2)景観計画の区域について	13
(3)景観法に基づく届出対象行為について	14

## ■ガイドラインについて

### (1)ガイドラインの目的

太陽光発電設備は、太陽の光エネルギーを太陽電池により直接電気に変換する発電方法で、再生可能エネルギー発電の一つです。国においても長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取り組みを引き続き積極的に推進していくこととされています。

その一方で、太陽光発電設備の設置方法によっては、周辺へ圧迫感を与える等、景観への影響が懸念されることから、できる限りその影響を軽減する必要があります。

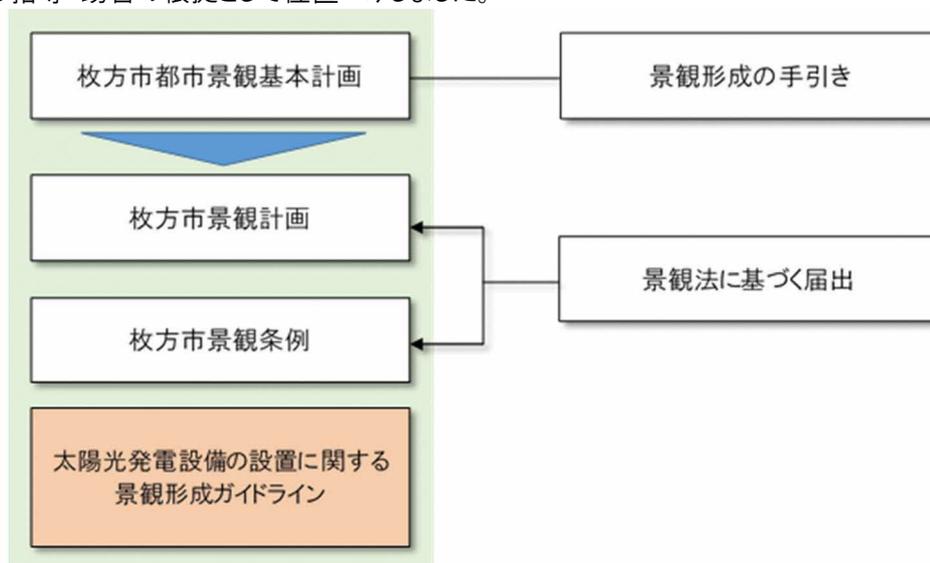
この太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(「以下、本ガイドライン」という。)は、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に示す景観づくりの基本方針などを踏まえ、事業者が景観に配慮した事業計画の策定を容易とし、さらに質の高い景観形成を推進するため、その計画・設計を行う際の本市の推奨基準について記載しています。

本ガイドラインは、こうした状況を踏まえて、あらゆる規模や設置形態の太陽光発電設備について、適切に景観配慮が講じられ、景観と調和した形での事業の実施が確保されることを目的としています。

なお、本ガイドラインの基準のうち必要と認められるものは、今後、枚方市景観計画等の規制基準を見直す際の参考とします。

### (2)ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に示す景観づくりの基本方針などを踏まえ、さらに質の高い景観形成を推進するため、太陽光発電設備の望ましいあり方を示し、その計画・設計を行う際の解説及び本市の指導・助言の根拠として位置づけしました。



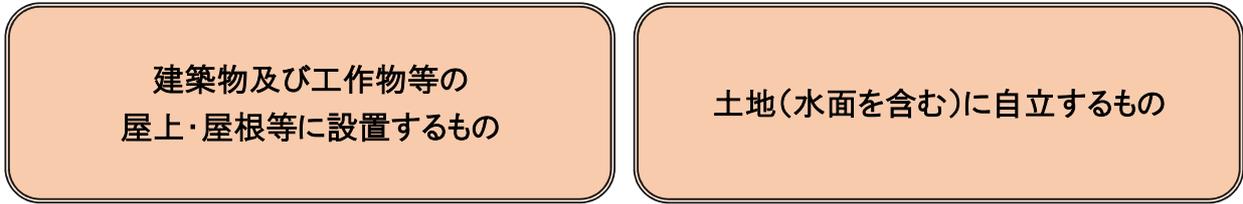
本ガイドラインのほか、国等から太陽光発電設備に関するガイドライン等が策定されていますので、必要に応じ参照し、より良い景観形成の推進と共に、環境に配慮し地域との共生を図ることに努めてください。

(参考ガイドライン 例)

- ・太陽光発電の環境配慮ガイドライン【環境省】
- ・農業用ため池における水上設置型太陽光発電設備の設置に関する手引き【農林水産省農村振興局】
- ・太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン【NEDO】

### (3)ガイドラインの適用対象範囲について

本ガイドラインが対象とする太陽光発電設備については、以下のものに適用します。



#### <景観法に基づく届出対象について> 参 考

##### ■建築物及び工作物等の屋上・屋根等に設置するものについて

建築物の屋上・屋根等に設置するものについては、建築基準法に規定する建築設備に該当し建築物に含まれることから、景観法においても下表の行為に該当する場合は、届出が必要です。

対象行為	
建築物 及び 工作物等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更

※対象となる規模はP.14 資料編 「(3)景観法に基づく届出対象行為について」を参照してください。

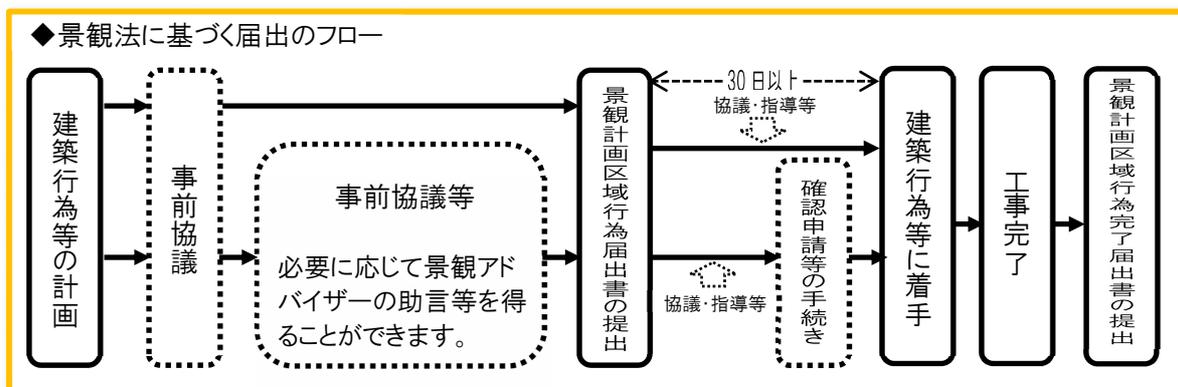
##### ■土地(水面を含む。)に自立するものについて

土地(水面を含む)に自立する太陽光発電設備については、景観法においては届出対象のものはありません。

### (4)本ガイドラインの活用方法について

太陽光発電設備の設置を検討する際には、「枚方市景観計画」に記載している基準を遵守するとともに、本ガイドラインの内容をご理解・ご協力いただき、計画に反映いただきますようお願いいたします。なお、計画が進んだ段階では変更が難しくなりますのでできるだけ早い段階でのご相談をお願いします。

#### <景観法に基づく届出手続きと本ガイドラインの関係>



太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(推奨基準)

## (5) 良好な景観形成のための景観形成推奨基準について

景観形成推奨基準は共通事項として全体計画・色彩等について推奨基準を定めます。その共通事項に加え、東部景観区域、景観重点区域、水上設置型太陽光発電設備のそれぞれにおいて追加推奨基準を定めます。  
※景観計画の区域については P.13 資料編 「(2)景観計画の区域について」を参照してください。

### 1) 共通事項

対象項目	景観形成推奨基準	
全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模や地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とする等により、人工物の存在感を軽減する工夫をする。</li> <li>・周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から見える場所や、民家等に隣接した場所に設置する場合は、できるだけ後退して周辺の景観や民家等への圧迫感を軽減し、太陽光の反射等に配慮するとともに、植栽等の緩衝帯を設け直接見えないう目隠しを行う等により、できる限り目立たないようにする。</li> </ul>	
太陽光パネル及びこれに附属するもの	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルの色彩は、原則として、黒又は濃紺系もしくは低明度・低彩度の目立たない色彩とするとともに、周辺から視認可能な場合は周辺の景観と調和した色彩（建築物の屋根等に設置する場合は、屋根等と一体的に見える色彩）とする。</li> <li>・フレームや架台の色彩はパネル部分と同色か、周辺の景観と調和する色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。</li> </ul>
	意匠及び形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備は高さを抑え、周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。</li> <li>・太陽光パネルは、低反射性もしくは防眩性の高いものとし、模様が目立たないものを使用する。</li> <li>・勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置する。</li> <li>・陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景を図る。</li> </ul>
	附属設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーコンディショナやキュービクル、フェンス等の付帯設備は周辺の景観と調和した色彩とし、低彩度とする。</li> </ul>
緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内には、緑を適切に配置する。</li> <li>・樹木の伐採は必要最低限とし、既存樹木等の保全をする。</li> <li>・道路から見える場所や、隣接して住宅等がある場合は、太陽光発電設備の目隠しとなるよう、境界付近に植栽もしくは塀等を設置する。</li> </ul>	
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備（付帯設備を含む）及び敷地については、定期的に保守点検を行う等により、適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観の悪化を防ぐよう努める。</li> </ul>	

2) 東部景観区域における追加推奨基準について

対象項目	景観形成推奨基準
全体計画	・山頂や尾根線、丘陵地や高台等での設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電設備が山なみの景観から突出しないように工夫をする。(土地の形状に違和感を与えない)また、敷地外から直接見えないよう、植栽等で目隠しを行う等により、できる限り目立たなくなるような工夫をする。

3) 景観重点区域における追加推奨基準について

対象項目	景観形成推奨基準
全体計画	・景観重点区域、歴史的景観建造物近傍では、土地に自立する太陽光発電設備の設置を避ける。
意匠及び形態	・屋根に設置する場合は、街道側から直接見えないように配置する。
太陽光パネル及びこれに附属するもの	・フレームや架台の色彩はパネル部分と同色か、派手なものとはせず、周辺の伝統的な街なみに調和する色彩とする。

※歴史的景観建造物: 歴史的建築物等で、都市景観の形成上重要な価値があると認めるもの

4) 水上設置型太陽光発電設備における追加推奨基準について

対象項目	景観形成推奨基準
全体計画	・太陽光パネルの水平投影面積は、水面全体の面積に対して概ね 50%以下とする。
太陽光パネル及びこれに附属するもの	・太陽光パネルを支持する架台等は、経年劣化により景観上の支障が生じない材料を使用する。

■景観形成推奨基準に関する解説

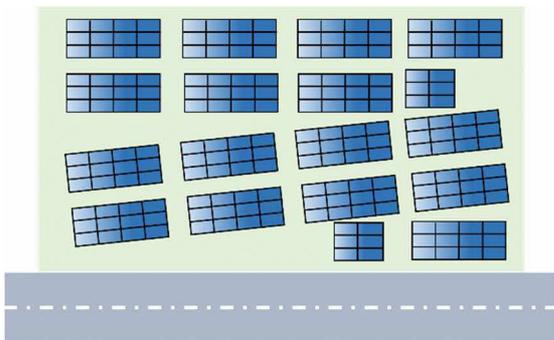
(1)共通事項

全体計画

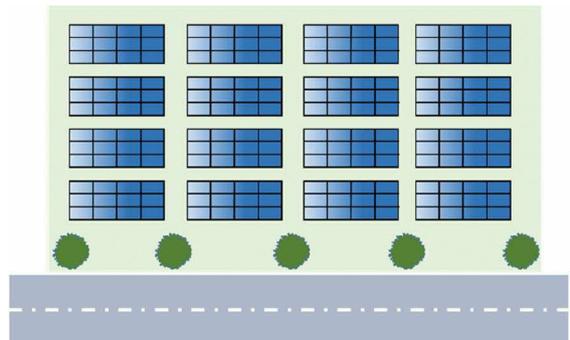
・規模や地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とする等により、人工物の存在感を軽減する工夫をする。



配置が乱雑なため、周辺への存在感が増します。



統一感を持たせることで周辺への存在感を軽減させます。



・周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から見える場所や、民家等に隣接した場所に設置する場合は、できるだけ後退して周辺の景観や民家等への圧迫感を軽減し、太陽光の反射等に配慮するとともに、植栽等の緩衝帯を設け直接見えないよう目隠しを行う等により、できる限り目立たないようにする。

緩衝帯がないため、周辺への圧迫感が増します。



植栽によって、周辺への圧迫感を軽減させます。



太陽光パネル及びこれに附属するもの

【色彩】

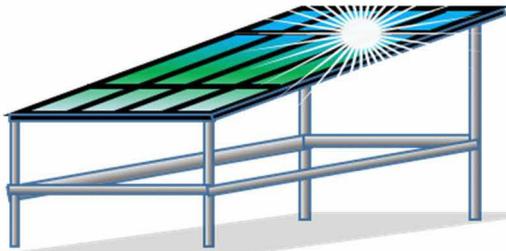
- ・太陽光パネルの色彩は、原則として、黒又は濃紺系もしくは低明度・低彩度の目立たない色彩とするとともに、周辺から視認可能な場合は周辺の景観と調和した色彩（建築物の屋根等に設置する場合は、屋根等と一体的に見える色彩）とする。
- ・フレームや架台の色彩はパネル部分と同色か、周辺の景観と調和する色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。

【意匠及び形態】

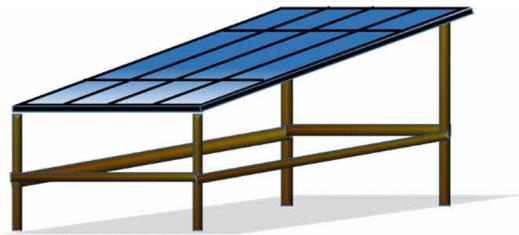
- ・太陽光発電設備は高さを抑え、周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
- ・太陽光パネルは、低反射性もしくは防眩性の高いものとし、模様が目立たないものを使用する。



彩度の高いパネルや反射性の高いパネルは周辺から目立ちます。



低彩度や防眩性の高いものとし、周辺の景観と調和させます。



【附属設備】

- ・パワーコンディショナやキュービクル、フェンス等の付帯設備は周辺の景観と調和した色彩とし、低彩度とする。



キュービクルやフェンス等の付帯設備は、低彩度とし、周辺の景観と調和させます。



太陽光パネル及びこれに附属するもの(建築物の屋根に設置する場合)

【意匠及び形態】

- ・勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置する。
- ・陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景を図る。



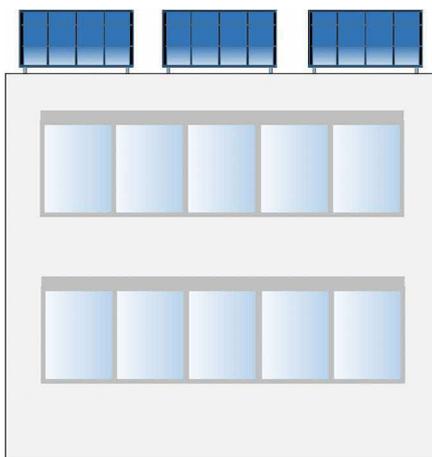
パネルが屋根より突出するため、存在感が増します。



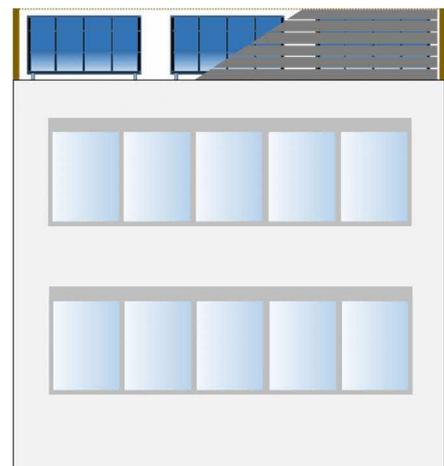
屋根面内に設置し、屋根と一体感を持たせることで存在感を軽減させます。



パネルが屋上より突出するため、存在感が増します。



屋上にルーバー等を設置し、建物と一体感を持たせることで存在感を軽減させます。



緑化等

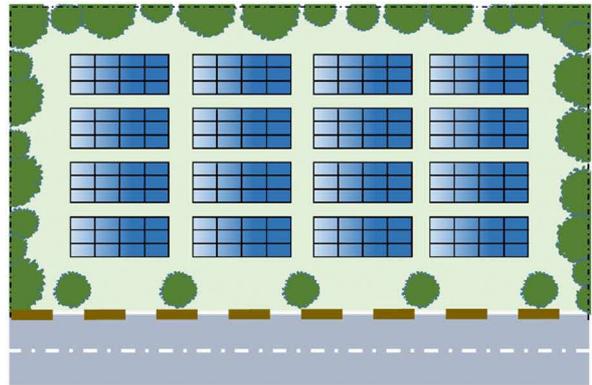
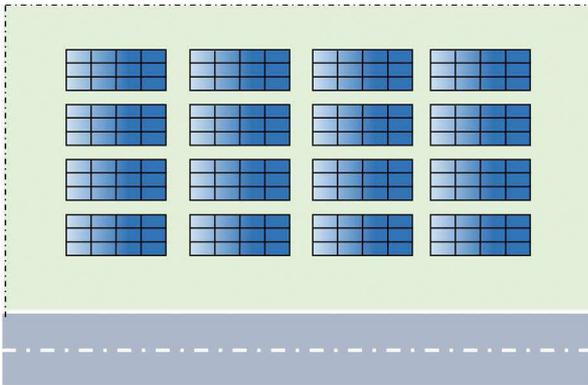
- ・敷地内には、緑を適切に配置する。
- ・樹木の伐採は必要最低限とし、既存樹木等の保全をする。
- ・道路から見える場所や、隣接して住宅等がある場合は、太陽光発電設備の目隠しとなるよう、境界付近に植栽もしくは塀等を設置する。



敷地内に植栽がないため、周辺への存在感が増します。



樹木の伐採を必要最低限とすることや道路等から見える位置に目隠しを施すことで周辺への存在感を軽減させます。

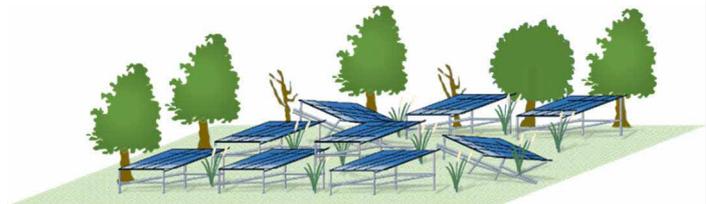


維持管理

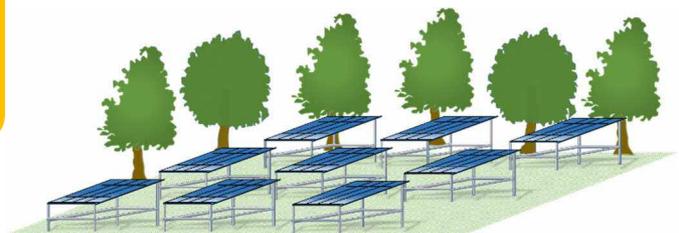
- ・太陽光発電設備(付帯設備を含む)及び敷地については、定期的に保守点検を行う等により、適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観の悪化を防ぐよう努める。



植栽の管理や設備の保全が適切でないと、周辺の景観に影響を与えます。



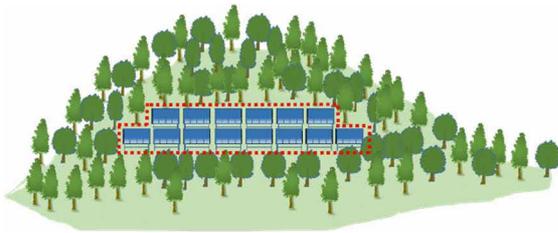
適切に保全を行い、良好な景観を保ちます。



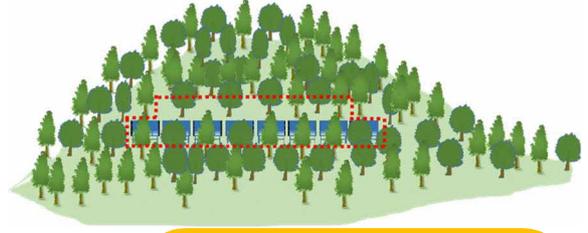
(2) 東部景観区域における追加推奨基準

全体計画

・山頂や尾根線、丘陵地や高台等での設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電設備が山なみの景観から突出しないように工夫をする。(土地の形状に違和感を与えない)また、敷地外から直接見えないよう、植栽等で目隠しを行う等により、できる限り目立たなくなるような工夫をする。

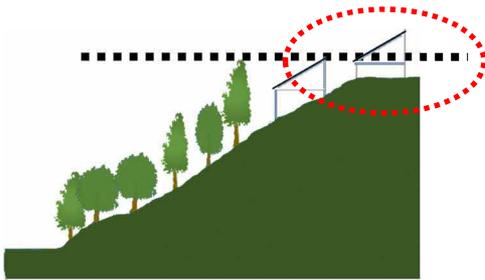


山頂や高台では、太陽光発電設備が突出することで、山なみの景観への影響を与えます。

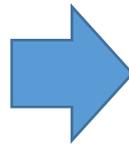


可能な限り、山頂や高台での設置は避けます。設置する場合は、周辺の樹木より高さを抑えることで、山なみからの突き出しを軽減させます。

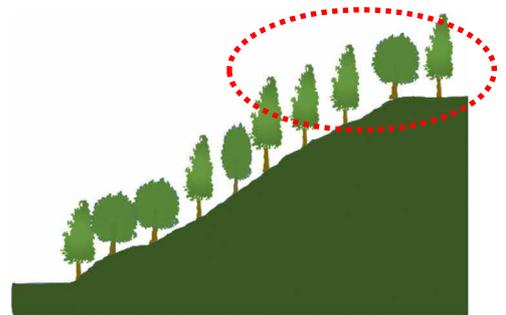
○山なみからの突き出しへの対応例



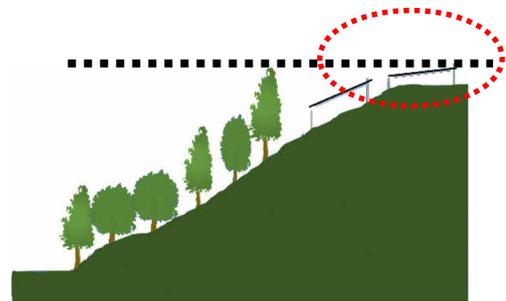
山なみから突出している。



配慮した場合



太陽光発電の設置を避ける。

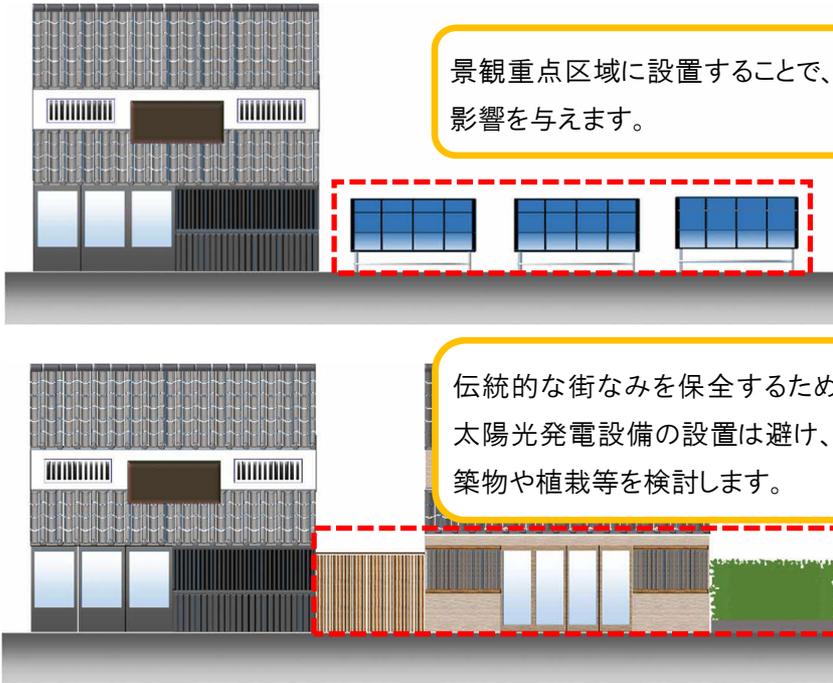


太陽光発電の設置高さを抑える。

### (3)景観重点区域における追加推奨基準

#### 【全体計画】

・景観重点区域、歴史的景観建造物近傍では、土地に自立する太陽光発電設備の設置を避ける。



景観重点区域に設置することで、伝統的な街なみに影響を与えます。



伝統的な街なみを保全するため、土地に自立する太陽光発電設備の設置は避け、周辺と調和する建築物や植栽等を検討します。



#### 【意匠及び形態】

・屋根に設置する場合は、街道側から直接見えないように配置する。

#### 【太陽光パネル及びこれに附属するもの】

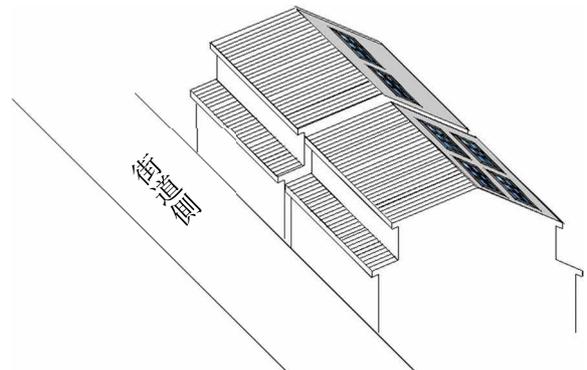
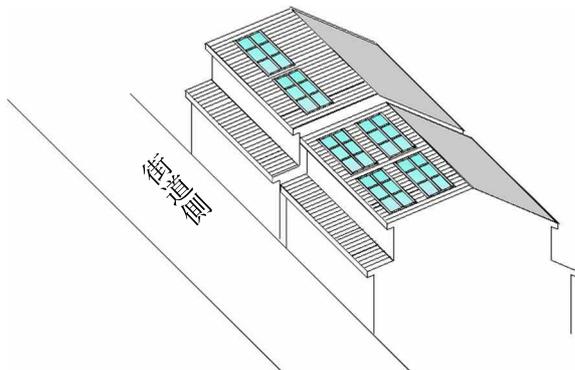
・フレームや架台の色彩はパネル部分と同色か、派手なものとはせず、周辺の伝統的な街なみに調和する色彩とする。



街道側にパネル設置すると、街なみに違和感を与えます。また、伝統的な街なみに調和しないパネル類の色は、街なみに影響を与えます。



街道側へのパネル設置は避けます。伝統的な街なみに調和した色とし、存在感を隠すことで、伝統的な街なみと調和させます。



#### (4)水上設置型太陽光発電設備における追加推奨基準

##### 【全体計画】

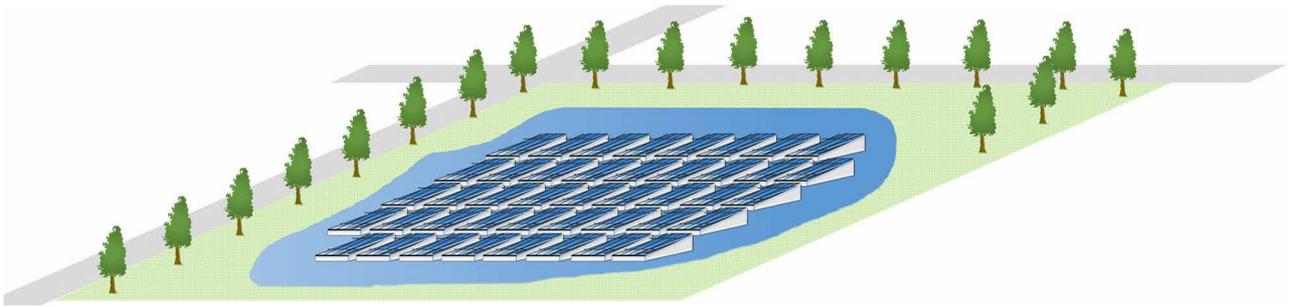
・太陽光パネルの水平投影面積は、水面全体の面積に対して概ね 50%以下とする。

##### 【太陽光パネル及びこれに附属するもの】

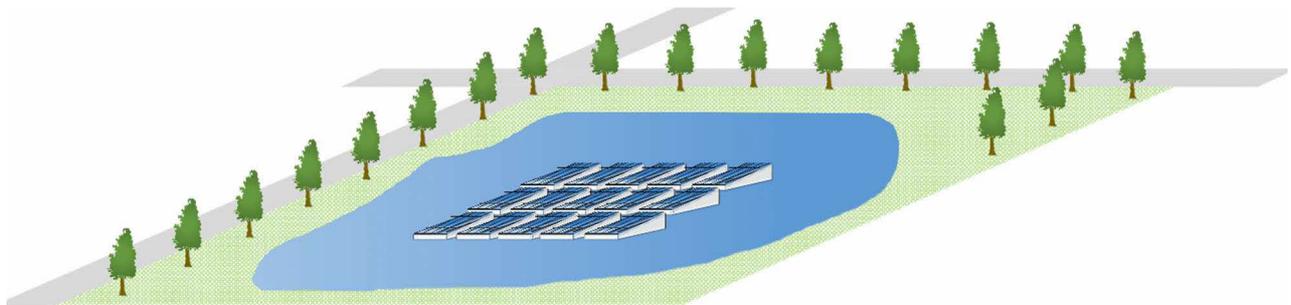
・太陽光パネルを支持する架台等は、経年劣化により景観上の支障が生じない材料を使用する。



水面全体に対して太陽光パネルの面積が大きいと、  
自然景観や野鳥や魚の生育環境へ影響を与えます。



水面全体に対して太陽光パネルの面積は概ね 50%  
以下とし、景観や自然への影響を軽減させます。  
適切に保全を行うことで、良好な景観を保ちます。



## ■資料編

### (1)用語集

---

本ガイドラインで使用している用語について、以下に示します。

#### ①太陽光発電設備

太陽光パネルやパワーコンディショナ等、太陽光発電のために設置される設備の総称

#### ②太陽光パネル

複数の太陽電池セルを所定の出力が得られるように電氣的に接続したものを、長期間の使用に耐えられるようガラスや樹脂を用いて封止し、機械的強度を確保するとともに、固定設置するための枠等を取り付けたもの。

#### ③パワーコンディショナ

太陽電池からの直流電力を一般の電気器具で使用可能な交流電力に変換するとともに、商用系統との連系運転や自動運転に必要な各種保護・制御機能を備えたもの。

#### ④キュービクル

太陽光から返還された低圧の電気を、送電のために 6,600 ボルト等の高圧に変換する設備のこと。設備容量が 50kW 以上の太陽光発電設備の場合、電気事業法により高圧又は特別高圧連系する必要があるため変圧(昇圧)が必要となる。

#### ⑤フレームや架台

太陽光パネルを屋根や地面に固定するために用いる構造体。

## (2) 景観計画の区域について

### ■ 景観計画の区域

○ 枚方市全域

### ■ 区域区分

○ 一般区域

景観計画区域のうち、「景観形成区域」と「景観重点区域」を除く区域

○ 景観形成区域

#### 道路景観軸

国道1号・170号と、第二京阪道路の道路境界から両側50mの幅の区域

#### 河川景観軸

淀川沿岸の河川区域から500m幅を基本とした区域と、穂谷川沿岸及び天野川沿岸の河川区域から50m幅の区域

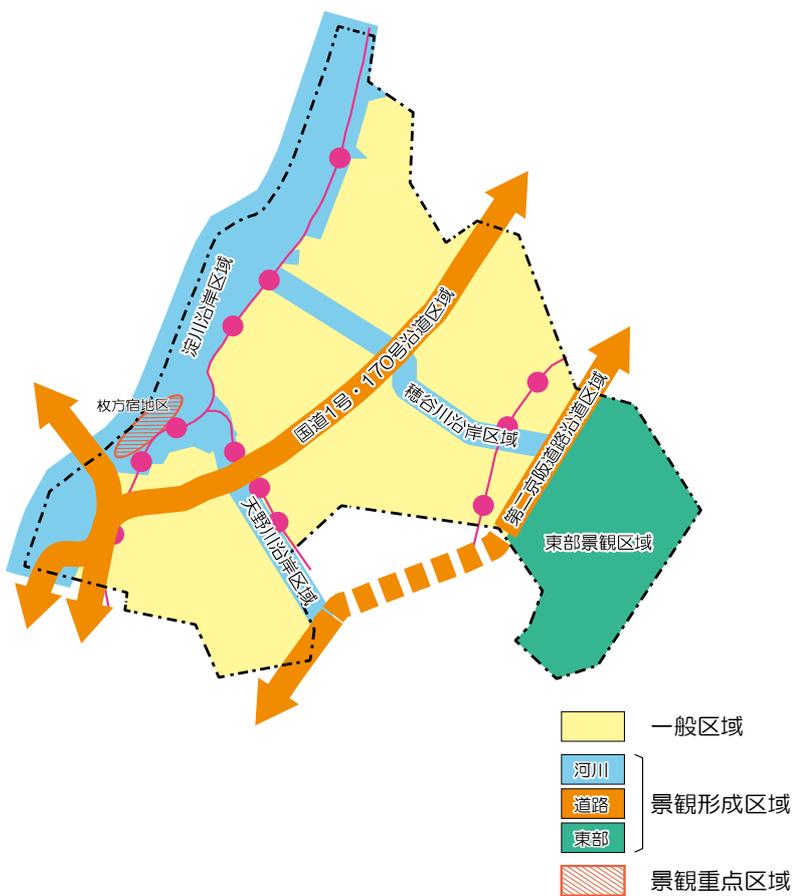
#### 東部景観区域

第二京阪道路より東側の区域

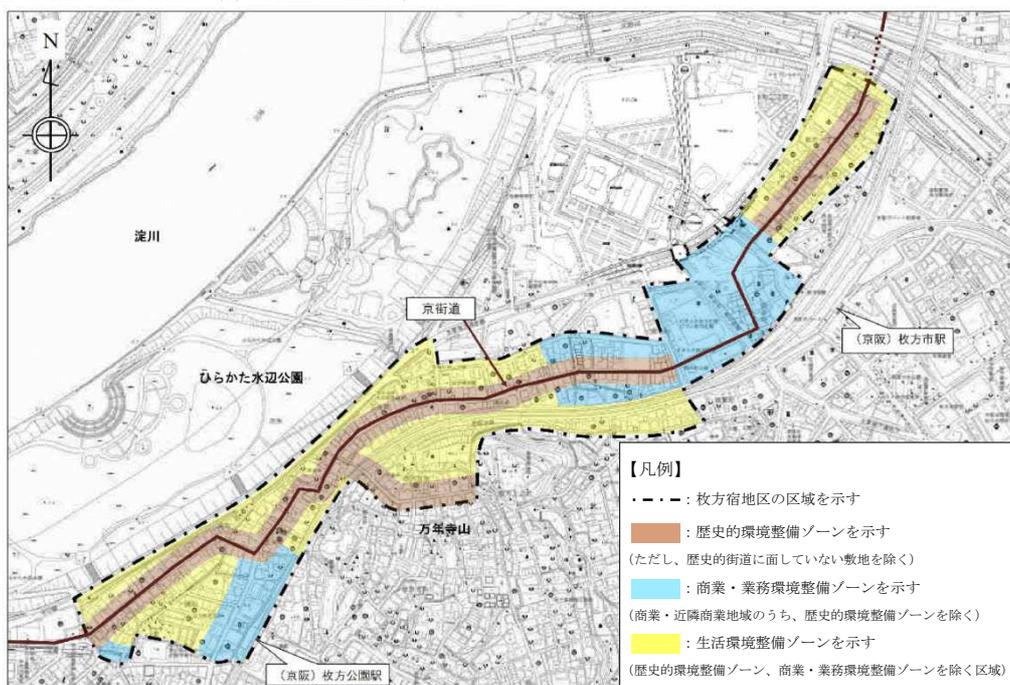
○ 景観重点区域

#### 枚方宿地区

新町1丁目、岡本町、三矢町、堤町、岡南町、枚方上之町及び枚方元町地内の下図に示す区域



### ● 枚方宿地区 区域図（景観重点区域）



## (3)景観法に基づく届出対象行為について

※次に示す□のいずれかに該当するものが対象となります

対象行為		市域全域(景観重点区域以外)	景観重点区域(枚方宿地区)
建築物	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<input type="checkbox"/> 高さが15mを超えるもの <input type="checkbox"/> 建築面積が1,500m <sup>2</sup> を超えるもの <input type="checkbox"/> 延べ面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<input type="checkbox"/> 全ての建築物
		<input type="checkbox"/> 高さが15mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 高さが15m又は築造面積が1,500m <sup>2</sup> を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油・ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等 <input type="checkbox"/> 高さが5mを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 幅員が12m以上、又は、延長が30m以上の橋梁、跨線橋その他これらに類するもの	<input type="checkbox"/> 建築確認申請が必要な規模の煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、擁壁、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油・ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等 <input type="checkbox"/> 垣、さくその他これらに類する工作物等 ※ただし、枚方宿地区の生活環境整備ゾーン、商業・業務環境整備ゾーンにおいては、高さ2mを超えるものに限る。 <input type="checkbox"/> 高さが5mを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 幅員が12m以上、又は、延長が30m以上の橋梁、跨線橋その他これらに類するもの
土地		<input type="checkbox"/> 1ha以上の規模の開発行為	<input type="checkbox"/> 500 m <sup>2</sup> 以上の規模の開発行為

※景観重点区域とは枚方市景観計画において定められた区域です。

※建築物に係る行為については、敷地内の全ての建築物(既存も含む)の最高の高さまたは面積の合計が上記□のいずれかに該当する場合、対象となります。(景観重点区域以外での増改築で、増改築する部分が上記□のいずれにも該当しない場合で、かつ増改築する部分の延べ面積の合計が既存建築物の延べ面積の1/10以下の場合には届出対象外としています)

※マンションの屋上などに新たに設置する携帯電話のアンテナなどの小規模な工作物の増築(建築基準法施行令第138条各項に示されたもの以外)については対象外とします。

※景観法、枚方市景観条例により、通常の管理行為や非常災害のため必要な応急処置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については対象外としています。

---

発行年月令和 6 年(2024 年)7 月

発 行:枚方市

編 集:都市整備部住宅まちづくり課

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号

T E L :072-841-1478(直通)

F A X :072-841-5101

M A I L :jumachi@city.hirakata.osaka.jp

---